

春日井市地域包括支援センター柏原（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人春日井市医師会が開設する春日井市地域包括支援センター柏原（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 春日井市地域包括支援センター柏原
- ② 所在地 春日井市柏原町5丁目387番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤、兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- ② 担当職員

保健師	常勤	1名
看護師	常勤	1名
看護師	非常勤	1名
主任介護支援専門員	常勤	1名

主任介護支援専門員	非常勤	1名
社会福祉士	常勤	1名
事務員	非常勤	1名

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。なお、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を別途講ずる。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施
- ② 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅とする。
- ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録、少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、春日井市の指定地域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に挙げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年に1回以上)に実施すること。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するために担当者を置くこと。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所担当職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第9条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 センターは、担当職員の資質向上を図るため採用時研修(採用後6月以内)及び継続研修(年1回以上)に努め、適正な業務執行体制を整備する。
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

- 5 事業所は適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、一般社団法人春日井市医師会理事会で審議し、医師会長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 29 年 4 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員 事務員	常勤 2 名に変更 非常勤 1 名追加
平成 29 年 5 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	常勤 1 名に変更
平成 29 年 6 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	非常勤 1 名削除
平成 30 年 4 月 1 日	第 1 条・第 3 条の春日井市地域包括支援センター柏原に名称変更	
平成 30 年 9 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	常勤 2 名に変更
平成 30 年 10 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	常勤 1 名に変更
令和元年 10 月 1 日	第 4 条（2）の介護支援専門員	非常勤 1 名追加
令和 2 年 7 月 5 日	第 4 条（2）の社会福祉士	非常勤 1 名削除
令和 2 年 10 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	常勤 0 名に変更
令和 2 年 12 月 9 日	第 4 条（2）の社会福祉士	非常勤 1 名追加
令和 3 年 4 月 1 日	第 4 条（2）の社会福祉士	非常勤 1 名削除
令和 3 年 5 月 1 日	第 4 条（2）の保健師	常勤 1 名追加
令和 3 年 9 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員 第 4 条（2）の社会福祉士	常勤 1 名に変更 常勤 1 名に変更
令和 4 年 4 月 1 日	第 4 条（2）の主任介護支援専門員	非常勤 1 名に変更
令和 4 年 6 月 1 日	第 4 条（2）の看護師	非常勤 1 名追加
令和 6 年 3 月 1 日	新しく第 8 条（虐待の防止のための措置に関する事項）第 9 条（業務継続計画の策定等） 第 10 条（衛生管理等）を追加、現 8 条を 11 条へ、現 9 条を 12 条へ変更 第 12 条 5 を追加、5 を 6 へ変更	